

[参考Ⅱ－2－3]

平成14年3月28日
預金保険機構
理事長 松田昇

理事長談話

(株)石川銀行、(株)中部銀行の営業譲渡契約締結について)

本日、石川銀行（平成13年12月28日に管理を命ずる処分）及び中部銀行（平成14年3月8日に管理を命ずる処分）の金融整理管財人は、去る3月5日に内閣総理大臣による設立決定が行われた（株）日本承継銀行（3月19日銀行免許取得）との間で営業譲渡契約を締結するに至った。

今後、3月末迄に、資金援助の申込、ペイオフコスト超の報告といった一連の手続が行われることにより、石川銀行及び中部銀行の預金等は全額保護されることとなる。

石川銀行及び中部銀行の金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日以降、民間受皿金融機関を早期に確保するため、各地域の金融機関を中心とした受皿候補先との交渉を鋭意進めてきたところである。

しかしながら、現時点において、受皿候補先と営業譲渡契約を締結するには至っておらず、預金等の全額保護措置への対応として、日本承継銀行との営業譲渡契約締結をすることとしたものである。

従って、石川銀行及び中部銀行は、日本承継銀行に営業譲渡される迄の間、引き続き金融整理管財人の管理の下で業務は継続されることから、預金者等の保護及び信用秩序の維持には今後とも万全を期すとともに、日本承継銀行とも協力のうえ、早期に民間受皿金融機関を確保できるよう一層の努力をして参る所存である。